

# 「日本の風習に関する注意と警告書」について<sup>①</sup>

溝口 脩

この本は、日本の教会の問題と結びれて、当時の最大の問題である「キリスト教の土着化」ということを見せてくれる。と同時に、当時の教会が真剣に悩みながら、中道を探していこうとしたその足跡をもうかがうことができる。

## ウァリニャーノの来日と日本の問題

一五七九年七月二十五日、ウァリニャーノは口之津に着く。<sup>②</sup> 彼は希望に溢れて日本の土地を踏んでいる。しかし、日本に着いて、日本の状態には失望している。信仰は薄く、秘跡には遠去っており、外人宣教師と日本人の修士、同宿の間では争いが絶えず、日本の長上（カブラル）に対しても、不平の多いのを知ったからだ。日本人に信頼をおくのを恐れていたし（カブラル）、宣教師はことばもよく分からず、日本人の風習にも疎いようだった。<sup>③</sup>

ここで、ウァリニャーノは何をしてよいのか分らないまま、いろいろな人の助言を受け入れた。そして、最初にするのは、日本の風習、日本人の氣質を調べるといふことだった。<sup>④</sup> 助言をしたのは学識ある人たちであり、又高貴なキリシタン大名たちでもあった。例えば、有馬晴信、大村純忠、そして大友宗麟といった人物だった。ウァリニャーノの書翰では、宗麟はこう

すゝめたと述べている。「宣教師の風習は、自分の国ではそれでよいのだが、日本を改宗させたいなら、その（国）のことばをよく習い、その民のもって生まれた礼儀作法によって生活しないといけない。実際、ほんの一握りの外人が、日本人の騎士に日本の風習と民の礼儀の様式を捨てて、彼らの国のそれに順応させるなどと思うのは、あまり頭の良い証拠じゃないと解釈

されるべきだ。外人は、却って、日本では野蛮であり、俗っぽいと定義されている自分たちの習慣で生活しようとしていたのだ。<sup>⑤</sup>

こうした助言のもとに、少しずつヴァリニャーノは問題点を理解して来ている。臼杵では、一五八〇年の十月、少し問題が分ったと言っている。<sup>⑥</sup> すなわち、日本語を勉強し、日本の文化をとり入れて日本人の気質を分かり、日本の生活様式を見做う必要があると感じとっている。その第一には、ヨーロッパ人と日本人の協力者の間の関係を正すこと、両方の待遇を平等にすること、ついで邦人司祭の養成にはげむこと、神学校（セミナリオ）の設立を期待する。コレジオの建設など……。これらはよく豊後の第一回協議会の中に表わされている。<sup>⑦</sup> そこで、順応という原理のもとに日常生活のすべてを、もう一度再検討して考えている。食事から衣服、家屋、ひいては社会全体の階級制の儀礼にも順応する必要があると感じている。宣教師の階層というのは日本では定められておらず、又宗教人として俗人の儀礼に従えないので、仏僧のそれに順応できるかということを問題にした。そして、日本人の誰かに信頼して、手引のようなものを作らせるとして<sup>⑧</sup>。

豊後から都にヴァリニャーノは上り、その確信を益々深めていく。都でも会議を開き、更に最後に長崎で日本の協議会を開いている。<sup>⑨</sup>

一五八二年二月二十日、日本を出立する。出立する前に、「裁決」(Resolution)を一五八二年一月六日の日附で出し、そこで日本の儀礼様式に順応するように述べる。<sup>⑩</sup> 布教地の様式に倣い、仏僧の様式に順応する。社会層に応じた儀礼を行う。接待の場合もその国の風習と社会階級の様式を守るといったことを述べている。このため、かんたんな規則のようなものをまとめて、長上にそれを守らせるようにさせる。<sup>⑪</sup>

こうした中で生まれるのが、ヴァリニャーノの「警告書」である。ただし、これをマカオにすぐ送らず、自分が行くとき、又は日本の事情を知っている人が行くとき、持っていかせて説明させると述べている。<sup>⑫</sup> ヨーロッパでは仏式に順応するとか、従者を従えるとかは悪く解釈される恐れがあったからだ。

(註)

- ① *Advertimentos e Avisos acerca dos Costumes e Gataques de Japao.*  
一五七九年十一月四日、メシヤの書翰、口之津発信(イエズス会本部文書、日本の部八、I二四八)
- ② J. F. Schütte, *Valignanos Ringen um die Missionsmethode in Japan.* Juli-Dez. 1579, Roma 1944
- ③ J. F. Schütte, *Valignanos Missionsgrundzüge für Japan.* 1573-1582, Bd. I-II, Roma 1951
- 松田毅一、「日本巡察記」昭和四十年 桃源社
- ④ 一五九五年十一月二十三日、ヴァリニャーノの書翰、ゴア発信(イエズス会本部文書、日本の部十一、II三二五v)
- ⑤ 一五九五年十一月二十三日、ヴァリニャーノの書翰(イエズス会本部文書、日本の部十一、II三二五v-三二六)
- ⑥ 一五八〇年一〇月二十七日、ヴァリニャーノの書翰、白杵発信(イエズス会本部文書、日本の部八、I一九〇)
- ⑦ この議事録(Consulta)は、スペイン語とポルトガル語のものと二つ残っている。スペイン語のは、ヴァリニャーノが日本での三つの協議会を一つにまとめてしまっている。(スペイン語第一便、日本の部一、四〇一六v)。ところが、ポルトガル語のものは、豊後の会議だけのものであり、いろいろな点に参加者の意見も載せてかれている。(ポルトガル語第三便、日本の部一、I一三四v)。イタリア語の第一便が残っているが、ポルトガル語のと同じである。
- ⑧ 豊後の会議については、シャッテ師の著作参照。J. F. Schütte, *Valignanos Ringen um..... II. 11 ~ 62.*
- ⑧ 議事録第十八の諮問、第三便(イエズス会本部文書、日本の部一、二九一三〇)
- ⑨ 松田毅一、「日本巡察記」九一—一三二—一三三—一三六
- ⑩ 「裁決」(Resolution)は、ヴァリニャーノの手になる。イタリア語、ポルトガル語、スペイン語と三つ残っている。イタリア語は一五八二年一月六日となっている(日本の部九、I六二七一v)。ポルトガル語のも同様である(日本の部四九、二二三—二三八v)。スペイン語は一五八三年一月六日となっている(日本の部一、七〇一八六v)。多分、スペイン語のは間違っている。(J. F. Schütte, *II Ceremoniale per i missionari del Giappone.* Roma 1946, P. 27, Nota 3)
- ⑪ 「裁決」議事録第十八の諮問(イエズス会本部文書、日本の部九、I六九一七〇)
- ⑫ 一五八二年十二月十七日、ヴァリニャーノの書翰、マカオ発信(イエズス会本部文書、日本の部九、I一一五)

## 二 その後の問題

一五八二年十二月三十一日、ヴァリニャーノはマカオを發ち、<sup>①</sup>一五八三年の四月七日、コチンに着いている。しかし、台風で出帆できず、その間にまとめるのが「日本の要約」である。<sup>②</sup>この中の第二十三章で、とくに順応という問題にふれ、更に豊後の会議や「警告書」で悪く解釈されやすい「權威」と、司祭としての「優しさ」、階級制による区分の仕方、仏僧に比較されること、従者を従えることなど更に説明しようとしている。<sup>③</sup>

日本の遣欧使節は、ディオゴ・デ・メスキータに連れられてヨーロッパに一五八四年二月二〇日、コチンを出発する。ゴアの管区からヌーノ・ロドリゲスは、ローマに代表として送られる。<sup>④</sup>ヴァリニャーノは、この時、ロドリゲスに日本に関する書類も数多く手渡ししている。その中にこの「警告書」も含まれる。<sup>⑤</sup>しかし、この頃マカオや日本から、ヴァリニャーノの布教方法についての批判の手紙が、ヴァリニャーノやローマの総長のもとに届いていた。とくに「名譽の地位」や「權威」に関する順応は痛烈に批判された。<sup>⑥</sup>

総長であるアクアヴィヴァは、日本の書類をていねいに見て、一五八五年十二月二十四日に返事を送っている。<sup>⑦</sup>そこでは、疑いを抱いている点を述べる。とくに清貧という面と会の精神、会憲の遵守、すなわち、貧しく生きること、高貴なもの階級の様式に倣うことのむづかしさ、又、キリスト教の真髄は十字架の愚かさにあることを曲げてしまうおそれがあるなどを見せている。ヴァリニャーノは総長に返事をしたため、そこで、どういう風にこの「警告書」が書かれたかを述べている。<sup>⑧</sup>

「儀礼習慣についての手引きを作ったときは、はや、それこそあぶみに片足をかけた」といわれる時で、こちらに向けて丁度旅立つ前に、最後にしたことでした。一夜と一日でまとめて書きあげられました。一通の写しは貴下のもとに他の書類といっしょにお送りしました」と。このため、ひじょうに不完全なので、これを日本の長上が完成するように日本の協議会は命じていると述べる。

同時に日本にも書翰を送りいっしょにアクアヴェヴァの書翰の写しも送っている。日附は一五八七年四月十七日になる。<sup>④</sup>そこでは日本からの書翰が、少し「順応」という方針について大げさに報道されたことを遺憾に思っていると言ひ、前の「警告書」の説明を加え、更にこれは不完全であったと述べる。「豊後・あまりにも急いで、一日一夜をかけて」書いたので不完である。だからこそ、会議の第十八の諮問でこれを研究し、改正するように日本の長上に頼んだのだたと、その辺の事情を説明している。

同時に、この「警告書」を検討し直したものと、「宣教師のための規則」の改定版をも添える。この頃からヴァリニャーノの著作はどちらかといえば、弁護という色彩を帯びて来る。<sup>⑩</sup>

(註)

- ① 一五八二年十二月十七日、ヴァリニャーノの書翰、マカオ発信（イエズス会本部文書、日本の部九、一―一五）
- ② 「Sumario de las cosas de Japon: Sumario o Tratado de Japon」 第一便は、シル・デ・マータがローマに持参したものである。（日本の部四九、一五八―三二）。
- ③ 松田毅一、「日本巡察記」一九二―一九三頁
- ④ Sumario de Japon, Op. 23 (日本の部四九、三七一―三三三)
- ⑤ Schurhammer, Die erste japanische Gesandtschaftsreise nach Europa (1582-1590), in die K.-M. 49, Anni 1920-21
- ⑥ 一五八六年十一月二〇日、ヴァリニャーノの書翰、コチン発信（イエズス会本部日本の部一〇、II―〇五）
- ⑦ 一五八三年十一月二日、ヴァリニャーノ宛ゴメスの書翰、白杵発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II―七七一―七八V）
- ⑧ 一五八三年十一月十二（一〇）日、総長宛ゴメスの書翰、豊後発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II―七九一―八一V）
- ⑨ 一五八三年十一月二〇日、カブラルの書翰、マカオ発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II―八六一―八八V）
- ⑩ 写し（日本の部二、八七―九七） 下書（日本の部三、九一―九二）
- ⑪ 一五八六年十二月二十日、ヴァリニャーノの書翰、コチン発信（イエズス会本部文書一〇、II―〇五―一〇八V）

⑨ 一五八七年四月十七日、日本の長上宛ヴァリニャーノの書翰、ゴア発信（イエズス会本部文書 日本の一部一〇、II二五〇―二五〇V）。これはヴァリニャーノが署名しており、総長のために写しをとって送ったものである。

⑩ F. J. Schütte, *II Geremonte* ... p. 54, 93-99

## 二、二度目の来日と「警告書」

一五九〇年、二度目の来日となる。① 八月十三日着、ついで一月たため間に、加津佐で第二回の日本の協議会を招集、別に日本人会員の会議も開く。② 一五八七年七月二十五日、秀吉の禁教令は出されていたし、ヴァリニャーノは日本の状勢を判断し、好転することを考えていた。この会議で、秀吉謁見の際の構成人員など決定される。更に、一五八一年の決定事項を再検討し、「裁決」( *Risoluzioni* ) を出すことになった。③ 日本の風習に順応するという原理には異論はなかったが、総長の書翰にある疑問点については議論が交され、会憲には忠実でありたいこと、と同時に、適確真正なまゝを報告することを認める④。さらに具体的に何人の従者を従える云々という問題も扱われる⑤。贈物も清貧と経済的理由を考えると、順応についての限度も説明される⑥。

加津佐の会議は、一五九〇年八月二十五日で一応うち切る⑦。秀吉に謁見、教会の状態が一応好転したと見える時、第三回の協議会を開く。これは長崎の地で、一五九二年の一月九日から二月二日までつづく。⑧ 二月三日管区会議が始まり、その三四項には「警告書」をもう一度見直すように要請している。「会議は次のように規定する。第一回日本協議会第十八の諮問とその裁決に従い、総長の承認の線にそって、日本の儀礼様式は守られるべきである。だから、集会は視察官がもう一度先に著わした手引きを、日本の生活をよく知って居り、それをよく使いこなす人々に検討させるように嘆願する。……パードレとイルマンには、必要な一般的指示を与える短い手引きが準備される。今から後に日本に来るものは皆、どういふ風に振舞うべきかを習わないといけない」⑨。その外具体的事項についても、従者、贈物、建物といった問題で扱われる。

最後に、一五九二年二月七日、シル・デ・ラ・マータが代表として選ばれ、七月二十二日再確認されて、十月九日、日本を発つ。同時にヴァリニャーノは、フロイスを連れて発つている<sup>⑬</sup>。ヴァリニャーノは、日本の第二回逗留の短い報告をまとめる。これが「日本の要約補遺」である<sup>⑭</sup>。これで前の問題の訂正や補充、説明を加えている。ただし、はや一般の問題のみで具体的問題には触れないようになって来る。同時に加津佐の議事録、裁決、管区会議議事録をも添える。

デ・マータは、一二〇頁程の「聖裸の規則」「裁決」などを含んでいる小冊子も持っていていっている。この本は最初日本の長上のために書かれていた。この中に「同宿の規則」「役人の規則」「客人をもてなす規則」「茶の湯者の規則」「食堂に給仕する規則」「説教修士の規則」が含まれている。その外、一五八八年、マカオで完成している「インド要約」の技粋も含まれる<sup>⑮</sup>。すなわち、この規則集というのは、第一、第二、第三の協議会と管区会議の決定をぬき出して法規のようにしたものである。この規則は日本では義務になる。「警告書」は法の中には組み入れられていない。ただ所々に、箇所に於じてそれぞれ入って来ている。ただ具体的に、社会階層に応じて順応していくといった例は影を秘める。こうして、一五九二年「規則集」が出来ると先の「警告書」は無効になる<sup>⑯</sup>。

ローマでは、日本の風習への順応はよく受け入れられるが、会の精神を純粹に保たれるか心配している。管区会議への返書も残っている<sup>⑰</sup>。その外、総長の返書もある<sup>⑱</sup>。最大のことは、会の精神を純粹に保ち、誠実に生きることにあることを強調している。しかし、これらの書類は、途中船が沈没して紛失し、口伝でに聞いたことにヴァリニャーノは答えている。すなわち、会の精神は順応によってゆがめられていないこと、逆に順応によって昂められていると述べる。

一五九八年八月、管区会議の返書を受け、長崎で第四回協議会が開かれ、ついで管区会議が開かれる。そして、再度シル・デ・マータが選ばれる<sup>⑲</sup>。マカオに向う途中沈没、死亡する。このため、議事録は何も残っていない。

(注)

① A. Kleiser, P. Alexander Valignanos Gesandtschaftsreise nach Japan zum Quambackono Toyotomi Hideyoshi 1588-1591

- ② 議事録 (日本の部五一、一四三―一六七)
- ③ 裁決 (日本の部五一、一六八―一八七)
- ④ 議事録、第五の諮問 (日本の部五一、一四八―一五〇)
- ⑤ 裁決 (日本の部五一、一七〇―一七三)
- ⑥ 裁決 (日本の部五一、一七四―一七四v)
- ⑦ 議事録 (日本の部五一、一六六―一六七)
- ⑧ 管区会議は二月三日に始まっている。(会議序文、日本の部五一、二七〇)。そして、二十五日前から会議が始まっており、すぐ管区会議を始めたという (日本の部五一、二九七v)。ただし、協議会の議事録は存在していない。管区会議議事録は一通残っている。(日本の部五一、二七六―二九八・Cong. 四六、三五六―三五五e)
- ⑨ 日本の部五一、二九五v
- ⑩ 日本の部五一、二八三―二八三v
- ⑪ 一五九三年十一月十二日、フロイスの書翰、マカオ発信 (イエズス会本部文書日本の部二二、I二二)
- ⑫ 「日本要約補遺」(日本の部四九、三八七―四一八v)  
日本の部一、八七―一四八
- ⑬ Sumaris das couzas que pertencem á provincia da Indiai (イエズス会本部文書、ゴアの部六、六〇―九一v)
- ⑭ J. F. Schütte, II Geremoniale ... p. 74
- ⑮ Cong. 46, 396 - 400 v
- ⑯ Cong. 46, 354 - 355 v      Responsa ad capita quaedam quae a congregatione Provinciali Japonae Anni 1592 proposita sunt, 46, 348-349v, 352-353v
- ⑰ 一五九六年十二月十五日、ヴァリニャーノの書翰、ゴア発信 (日本の部十二、I四二v)
- ⑱ 一五九六年十一月二十六日、ヴァリニャーノの書翰、ゴア発信 (日本の部二三、I三二―I三二v)
- ⑳ 一五九七年二月二十日、マータの書翰、長崎発信 (日本の部二三、II 五二―五二v)
- ㉑ 一六〇〇年十月二十日、ヴァリニャーノの書翰、長崎発信 (日本の部一四、I三四v)

#### 四 「警告書」 について

著者はヴァリニャーノであり、<sup>①</sup> 動機は日本人の要望によるものである。日本人修士、同宿の不满はもとより、高貴な大名の影響が大きかったであろう。具体的に社会層への順応に関して禅宗を真似た。宗教人である以上当時一番盛んであった禅宗を基範としたのであろう。こうして、宣教師のグループをも階級制に分けて礼儀作法を守り、守らせようとして、日本の社会への導入を図ったのである。そして結果的には、これは今まで見て来た通り、一番大きな問題を惹起した。

禅宗を基範に運ぶには、大友宗麟の影響が強かったと見受けられるとシュッテ師は述べる。<sup>②</sup> ヴァリニャーノに順応をすゝめており、又これが書かれたのは豊後である。宗麟は禅に凝っていたし。<sup>③</sup> 改宗後、彼の意見は強くキリスト教界に反映した。総合して、彼の影響を大きいものと見なす。

内容は必ず日本人の誰かが、前もってこしらえたであろう。日本人の助けなくして、こういった種類のものは考えられない。書かれた時は豊後滞在中であり、しかも第二回目の長崎に行く前の時である。府内には、一五八一年十月三日到着している。<sup>④</sup> 豊後といっているが、府内か又はその地方を指す。フロイスは「府内には、七、八日留まり、臼杵に向った。臼杵では八日留った」と言っている。そして、臼杵では新しい聖堂の礎石を置いている。<sup>⑤</sup> 豊後を地方として考え、去る前に書いた場所とすれば臼杵であろう。しかも、あわてて一日一夜で書きつづったと言う。

序文があり、第一章に「権威を得る方法」、第二章では「信頼を得る方法」、第三章では「宣教師が外部の人々に示すいんぎんな行い」、第四章では「酒と肴」、第五章では「宣教師間の儀礼」、第六章では「高位の人を迎え、又は日本の大名、又は他の人々にする贈物」、第七章では「日本の家屋」について述べて終っている。<sup>⑥</sup>

なお文書は現在、イエズス会本部文書館にある。表紙には「Advertimentos acerca de los costumbre l De los Jappones para nuestro Pe-General los quales declaró el P. Diego de Mesquita」などとなつて、「三葉田」[Advertimentos acerca dos Jappones]

と題名がポルトガル語でつき、本文の始めには、「*Advertimento e Avisos acerca dos Costum / es e Catangues de Jappao*」である。本文の最後に「警告書」の訂正が合綴されている<sup>⑦</sup>。

この表紙の題目から見ると、総長宛になっており、公式文書と考えられてよい。写本の筆者が十三人は少くともいることから見て、急いで筆写されたものと見てよい。多分、ゴアで一五八三年十二月中葉から、一五八四年二月二十日、ディオゴ・デ・メスキータの出発までの間に書かれた写本であろう<sup>⑧</sup>。表題の通り、ディオゴ・デ・メスキータが持参して説明する種類のものであったろう。「*Declarã ei P. Diego de Mesquita*」とあるからだ。その外、欄外の註は、ヌール、ロドリゲスのものとたしかめられる<sup>⑨</sup>。彼もこれに眼を通して、註や説明を加えたものであろう。

### 後記

以上は、シュッテ師の著作に主によった<sup>⑩</sup>。追って日本語への試訳をこころみるつもりでいる。

① 長く、「この「警告書」は忘れ去られていた。というのは、署名もなく、日本語が多くてなじめなかったこと、問題が多くて個人が持って来たものであることのためであったらう。(Schütte, II *Geremoniale* ..... P.6) シュールハンマー師は、この著者をディオゴ・デ・メスキータとしている

(Schurhammer, *Das Stadtbild Kyotos zur Zeit des Hi. Franz Xaver, 1551*)。

② Schütte II *Geremoniale* ..... p.85

③ Frois II 4-5: 69

Frois I 54: 69

久多羅木儀一郎、「大友宗麟雑考」(大分県地方史二三一—二六合併号)

④ 一五八一年十月七日、ヴァリニャーノの書翰、豊後発信(イエズス会本部文書、日本の部九、I三五)

⑤ Frois II, 266

一五八二年二月十五日、年報（イエズス会本文書、日本の部四六、六六）

(6) 日本の部 〇四

本文の註④、参照

(7) Schütte, Il Ceremoniale ... P.105-107 105-107

(8) Schütte, Il Ceremoniale ... P.111 P.111

(9) Schütte, Il Ceremoniale per b Missionari del Giappone, Roma 1946, Roma 1946

(音英工業専門学校勤務 東京都杉並区井草二ノ三五ノ二)